

ミニ鉄道が設置出来ない場所

ご自分1人だけが趣味で楽しむミニ鉄道は、遊戯施設関連の法令とは無縁ですが、関係ある法律もございます。以下の条件が重複する場合は、いずれかが該当すれば設置出来ません。仮設、常設の区別はありません。

●民地

農業用地、林業用地、牧場用地、境内地（宗教用地）、学校、幼稚園、博物館など地方税法（固定資産税関係）で利用目的が制限されている場所。これらの場所では営利目的でない個人の趣味の範囲であっても用途変更や転用等の手続きが必要です。

学校、幼稚園、博物館、交通公園これらに類する教育施設は、遊ぶだけの遊具としては設置出来ませんが、交通安全教育、構造や組立を学ぶ教材等として設置出来る場合があります。ただし講義や実習などの教育プログラムとしての実態が無いと違法になります。

●官地

すべての場所。ただし占用許可を得られる場所を除く。